

寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。 押印（印章を付す）・署名は、刑法等で特別な扱いになるものだが、これを伴う事は正当性・公正性の確保に有用なので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名のみの場合、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識すべきと考える。） 例外として電子手続での基準を満たした電子署名を用いての手続があるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様、押印又は署名を伴う形とされたい。 （でなければ、確実性について質的なデグレードの発生と判断されるものである。） （なお、正当性・公正性の質の劣化を発生させないなら、押印・署名箇所の減少や集約等は可と考える。） 国民としては事務で虚偽・不法が発生しない事を強く求めるが、そのための保護が法的及び物理的技術的（押印や署名の準備には物理的技術的な要素がある。また準備について未遂罪で扱われる部分や、鑑識対象と出来る部分があるので、押印・署名にはかなり明確に犯罪抑止効果がある。適切な代替策無き押印・署名の廃止は犯罪行為のハードルをかなり低くする。）になされるようにされたい。 （なお、提示の閣議決定は刑法での押印・署名の効果の適切な検討・説明が不十分で代替手法の検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断される。行政でも一般の民事でも、正当性の確保は重要だが、その確保のための考慮が欠けた当該決定は、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものである。あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手法があるようにされたい（押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手法と考えられる。）（なお、概ねの場合に「真に必要」である事を述べる。重要性の大小を問わず、公正性確保のためには、押印・署名について、真に必要性が存在する（これは概ね絶対の事であり（代替の手法が設けられている場合は事態を多少異にするが）、完全に正しいはずである。）。） （なお、情報处理的な観点から言うと、正当性が信用出来ない処理は可用性が高くても事務で使えないものである。可用性の重視により正当性が毀損されないようにされたい。行政関係（それ以外もだが）の手続で正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。）	御意見ありがとうございます。 今回の改正は、昨年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、押印廃止の方針が示されたことから行うものです。 押印を求める手続について押印を不要とすることに伴い文書の作成名義の真正が損なわれることがないよう、運用時に留意してまいります。